

## 地区計画区域内における行為の届出の方法

提出書類 ・ 地区計画の区域内における行為の届出書  
                   正本                  1部  
                   副本                  1部  
                   ・ 建築確認申請書  
                   正本                  1部

※ 次表に基づき必要な図書を添付してください。

### 【添付図書一覧】

	行為の種類	図面	縮図	備考
①	②～⑤全てに添付	位置図	適宣	・ 方位、道路及び目的物などを表示すること
②	土地の区画形質の変更	区域図	1/1,000 以上 (工場は1/500 以上)	・ 当該行為を行う土地の区域、該当区域内及びその周辺の公共施設の状況などを表示すること
		設計図	1/100 以上 (工場は1/500 以上)	・ 切土、盛土の範囲などを表示すること
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物の建築</li> <li>・ 工作物（擁壁など）の建設</li> <li>・ 建築物等の用途の変更</li> <li>・ 建築物等の形態又は意匠の変更</li> </ul>	配置図	1/100 以上 (工場は1/500 以上)	・ 壁面後退線を朱線で記入すること
		立面図	1/100 以上 2面以上 (工場は1/500 以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地境界線を記入すること</li> <li>・ 壁面後退線を朱線で記入すること</li> <li>・ 建築物の高さ、軒の高さを記入すること</li> </ul>
		各階平面図	1/100 以上 (工場は1/500 以上)	・ 届出に係るものが建築物である場合に必要
④	屋外広告物の設置	立面図	1/100 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地境界線を記入すること</li> <li>・ 敷地境界線からの後退線を朱線で記入すること</li> <li>・ 屋外広告物の高さ、表示面積を記入すること</li> </ul>
⑤	門又は塀、かき又はさくを設置	外構図	1/100 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ かき・さく、へいの有無、高さ及び種類を記載すること</li> <li>・ 断面図（別図でも可）を記載すること</li> </ul>

※ 立面図、各階平面図の縮尺や壁面後退線の記入には特に注意してください。

※ 建築物の建築に併せて、かき又はさくを設置しない場合は、後日の届出を確実なものとするため、「誓約書」を提出してください。

※ 地区計画の審査の期間は1週間程度要します。審査終了後、図面に協議済みの印を押印し、お返ししますので、建築確認申請書とともに京都府中丹東土木事務所等に提出してください。

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

綾部市長 山崎善也 様

届出者 住所  
氏名

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物等の用途変更
- 建築物等の形態又は意匠の変更
- 木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所 綾部市
- 2 行為の着手予定年月日 年 月 日
- 3 行為の完了予定年月日 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積		m <sup>2</sup>		
建築物の建築又は工作物の建設	(2) (イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)					
	(ロ)		届出部分	届出以外の部分	合計	
	I	敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	II	建築又は建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	III	延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	IV	壁面位置	別添図面のとおり			
	V	高さ	地盤面から	m	軒の高さ	m
	VI	用途				
	VII	かき又はさくの構造				
(3) 建築物等の用途の変更	(イ)変更部分の延べ面積	(ロ)変更前の用途	(ハ)変更前の用途			
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容					
(5) 木竹の伐採	伐採面積				m <sup>2</sup>	

## 備 考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること
- 2 建築物等の用途の変更について変更部分が2以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

誓 約 書

この度の届出につきましては、かき又はさくを設けておりません。

つきましては後日、かき又はさくを設置する場合には、地区計画に適合させる必要がありますので、地区計画の区域内における行為の届出書により、工事を行う前に届出を行うことを誓約します。

年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名